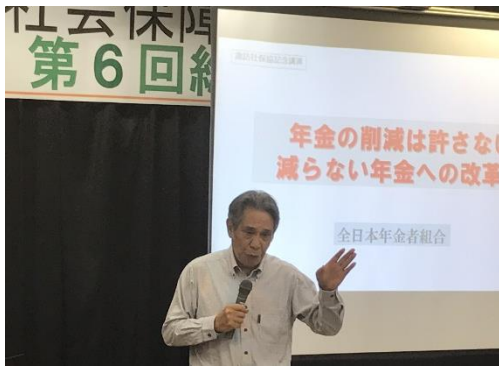


最低保障年金制度をつくろう!

第6回 総会開催

総会に先立って行われた記念講演は「将来の年金はどうなるのか、生活できる年金制度を」と題して、中央社保協運営委員で社会保険労務士の吉田務さんにお話しいただきました。

講演は解りづらい現在の年金度について、「日本の年金制度のあらまし」「女性の年金」「現在の改悪の内容とマクロ経済スライド」「二〇一九財政検証のポイント」「最低保障年金制度」という5点に絞った内容でした。



公的年金制度は国民年金(老齢基礎年金)と厚生年金(報酬比例の年金)の二階建ての年金制

度となっています。厚生年金加入者は民間企業で働くサラリーマンや公務員(二〇一二年に共済は厚生年金に統合)で基礎年金と報酬比例の年金を受給できます。厚生年金(報酬比例)は段階的に六五歳受給に引き上げられています(左表)。

厚生年金(報酬比例部分)受給年齢	
男性	S32.4.2~34.4.1 生 63 歳
	S34.4.2~36.4.1 生 64 歳
	S36.4.2~生 65 歳
女性	S33.4.2~35.4.1 生 61 歳
	S35.4.2~37.4.1 生 62 歳
	S37.4.2~39.4.1 生 63 歳
	S39.4.2~41.4.1 生 64 歳
	S41.4.2~生 65 歳

報酬比例ということは現役時代に収入が多いほど納める保険料が多くなるため、受け取る年金も増えます。逆に収入が少なければ受け取る年金は少なくなります。格差社会と言われる今の日本では年収の低い男性も多くなっています。特に男女差別的賃金が横行する日本では女性の年金受給額が少なくなり、国民年金のみに加入の自営業

者(商売や農・漁業者)や専業主婦は二〇歳から六〇歳になるまでの四〇年間のすべての保険料(現在は月額一六四一〇円)を納めると、満額(月額七十八万八千円)が受給できますが、六五歳が受給開始年齢となっています。

国民年金だけの場合は満額でも月額約六万五千円、とても生活できる金額ではありません。高齢者の生活保護受給者が増えているのは無理ありません。公費支給するのであれば公費で最低年金を支給する仕組みを作るとも可能です。

年金者組合などが提唱しているのはすべての日本国在住者(十年在住)を対象に一人月額八万円の最低保障年金国庫負担で支給し、その上に新国民年金や新厚生年金を二階建て部分として支給するというものです。

活動報告と方針を確認

総会では一年間の活動と決算についての報告と来年度方針、予算を提案。昨年に引き続き、「子ども医療費完全窓口無料化の運動」「国民健康保険の県単位化による国保料(税)引き上げの問題、子どもにも税金をかける均

等割り減免の運動」「秋のキャラバン行動での自治体懇談の特徴」「社会保障の拡充と生存権を守る闘い」などの提案が採択されました。最後に新しい役員(左の皆さん)が選出されました。

今回選出された 新常任幹事のみなさん	
会長	毛利 正道
副会長	河西 亨
同上	浜 恒弘
同上	今井 進
同上	下平 昌弘
同上	村田 洋一
事務局次長	共立病院から選出
同上	布施谷真吾

安倍自公政権は消費税一〇%増税を強行し、「全世代型社会保障」と言いながら骨太方針2019で「団塊の世代」が七五歳になる二〇二二年までに社会保障費増を抑える仕組みをつくらうとしています。社会保障解体攻撃と憲法改正を許さない運動を全国や県社保協、地域の諸団体・個人と団結してすすめていきます。

秋のキャラバンは11月中旬から6市町村に対して要望書を提出予定。12月末から1月にかけて懇談の予定です。